

その他営業雑収益に関する明細書の記載方法

- 1) この明細書は、ガス供給業とその他の事業を併せ行っている法人が、損益計算書上、営業雑収益のうちに「その他営業雑収益」の項を設けている場合に記載すること。
- 2) 「ガス供給業に係るもの」の欄には、第2号様式の「ガス売上 1」及び「託送供給収益 2」に係るものを記載することとし、具体的にはガスメーターの賃貸料及び損料等を記載すること。
- 3) 「その他の事業に係るもの」の欄には、第2号様式の「受注工事収益 6」、「器具販売収益 7」及び「附帯事業収益 8」に係るものを記載することとし、具体的にはガス器具の修理料・取付料及び賃貸料等を記載すること。
- 4) $A + B + C$ は、損益計算書のその他営業雑収益の金額に一致すること。

供給販売費に関する明細書の記載方法

- 1) この明細書は、ガス供給業とその他の事業を併せ行っている法人が記載すること。
- 2) 各項（費用）のうち、従業者数等によりあん分して供給販売費及び営業雑費用に既に区分して記載してある金額については、「ガス供給業に係るもの」の欄に記載すること。
- 3) 償却費については、法人税法施行規則様式別表十六の資産の「種類」ごとに内訳欄に記載し、区分すること。
- 4) $I + R + H$ は、損益計算書の供給販売費の金額に一致すること。